

県教委ニュース

発行
新潟県教育委員会
平成19年5月9日
第 20 号

平成19年度新潟県教育委員会重点方針

～ 平成19年4月16日 全県教育長会議において ～

教育長あいさつより（抜粋）

平成18年度は、シャッター事故、アスベストの飛散事故、履修科目の未履修問題、いじめによる自殺など、教育に関して様々な課題が提示されて大変な一年間だったと思っております。また、昨年9月には教育再生を公約の大きな柱として掲げた安倍内閣が誕生し、12月には教育基本法が59年ぶりに改正されたところであります。そういった時代背景のもと、教育再生会議を中心に教育改革の動きは急であります。教員免許の更新制の導入等を内容とする第一次答申がなされ、近々第二次答申が、11月ないし12月には最終的な第三次答申がなされる予定になっております。教育の分野におきましても、改革という時代の波が来ておりました。そういう時代だからこそ、教育現場を預かる皆様におかれましては、基本的な姿勢に立ち帰って、周りの動きに影響されることなく、不易と流行をしっかりと見極めて、粛々と子ども達の教育にあたって頂きたいと思っております。

このところ、本県における義務教育というのは非常に良い方向にあるのではないかと、いうふうに自負しております。今年1月、前年度に引き続き、全県の学力調査というものを実施させて頂きましたが、その結果も概ね満足できる状況にありました。また、

併せて行いました子ども達のアンケート調査によりますと、「学校が好き」あるいは「学校の授業がよく分かる」と答えた児童生徒が、前年度に比べて大幅に増えております。また体育の面でも、体力テストの結果が前年度に引き続き上昇し、ほとんど全国平均に近くなってきております。これもひとえに皆様方の適切な指導のもと、学校あるいは教員が努力を重ねた結果であると、喜んでいるところであります。

皆様方におかれましては、引き続き、この一年、自信を持って学校の指導にあたって頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

県教育委員会では、市町村教育委員会に対し、以下のとおり平成19年度の重点方針を示しました。

1 地域に信頼される学校づくりについて
本県では、平成14年度末より組織マネジメントの考え方に基づく学校評価システムの導入を図り、年々その充実が図られてきています。

各学校においては、これまでと同様に、県教育委員会が作成した「学校評価の手引き」第2集を基に、保護者や地域住民の意

見も取り入れて学校運営の改善を図り、地域に開かれ信頼される学校の実現に向けて揺るぎない取組を進めていただきたいと考えています。その際、教職員一人一人のマネジメント能力や参画意識を高めたり、学校の取組努力や教育活動の成果を保護者に分かりやすく情報提供したりすることなどが大切となってきています。

また、学校評価の結果を教育活動や学校運営の改善に結び付けていくためには、学校の自己評価を外部の評価者から評価してもらうなど、評価の客観性を高めていくことが重要であると考えています。そのため、市町村ごとに専門の委員会を設置したり、学校評議員制度や保護者・地域住民などによる既存の組織を活用したりするなどの方法をご検討いただくとともに、その評価結果を基にした学校に対する支援や条件整備に努めていただくようお願いします。

こうした取組については、現在国の進めている教育改革の中でも、学校教育法の一部を改正して関係規定を整備することとしており、先般国会に改正案が提出されたところです。

2 確かな学力の向上について

政府の教育再生会議では、本年1月の第一次報告において、「ゆとり教育を見直し学力を向上する」として、授業時数の10%増加、基礎・基本の反復徹底と応用力の育成、薄すぎる教科書の改善などを提言するなど、様々な議論がなされているところです。「公教育再生」と言われていますが、現行学習指導要領の理念である「基礎的・基本的な知識・技能を徹底して身に付けさせ、自ら学び自ら考える力などの『確かな学力』を育成し、『生きる力』をはぐくむ」という方向は、これからも変わらずに大事にしていくべきものと考えています。

本県においては、市町村教育委員会と各学校との共通理解のもとで、現行学習指導要領の理念の具現化に取り組んだ結果、本県児童生徒の学力は、少しずつですが年々向上し、全国水準を確保することができるようになってきています。また、「総合的な学習の時間」の取組についても、市町村教育委員会の皆様方のご努力とあいまって、全国的に見ても進んだ取組をしているものと自負しています。

県教育委員会では、現行学習指導要領の理念のもと、「生きる力」をはぐくむためには、その基盤となる基礎・基本の定着が不可欠であると考え、平成18年度に2回目全県学力調査を実施し、このほど集計結果をまとめたところです。意識など調査の結果を前回の16年度調査の結果と比較すると、「授業が分かる」「勉強が好き」と答えた児童生徒の割合が増加し、家庭での学習時間も確実に増えてきていることが分かります。これらは、市町村や中学校区を一つの単位として学力向上のための方策がとられ、また、各学校において、「分かる授業」づくりに向けて様々な改善の取組がなされてきていることの現れととらえております。今後一層、家庭や地域と一体となった取組が展開されるようにお願いします。

また、この4月24日には、全国学力・学習状況調査が、全国一斉に実施されることとなっておりますが、調査が円滑に実施できますよう、ご指導とご協力をお願いします。（全国学力・学習状況調査は予定どおり実施しました。ご協力いただきありがとうございました。）

3 豊かな心の育成と体験活動の充実、いじめ根絶について

少子化や核家族化の進行、都市化、情報化の進展など、子どもたちを取り巻く社会

状況が大きく変化している中で、人間関係の希薄化、実体験の不足、物事に対する価値観の多様化や個人主義が進み、自己中心的な生き方になりがちな傾向にあり、児童生徒に倫理観や規範意識が育ちにくなっています。

こうした児童生徒を取り巻く問題状況に対処していくためには、様々な観点から教育活動や学校運営の改善を図っていくことが重要であると考えておりますが、特に次の2点から取組をお願いします。

一点目は、児童生徒の倫理観や規範意識、生命尊重の心をはぐくむために、豊かな体験活動と関連させた道德教育や、地域ぐるみの「心の教育」を推進することです。

学校では様々な体験活動が実施されておりますが、体験活動を道德教育の観点からとらえ直し、関連づけて指導し、倫理観や規範意識、生命尊重の心をはぐくむ取組が進められるよう、積極的に学校を指導していただきたいと思っております。また、倫理観や規範意識は学校だけでなく、子どもを取り巻くすべての環境で醸成されることから、これまで以上に、学校、家庭、地域が一体となった心の教育の推進をお願いします。

二点目は、体験活動の充実についてです。

本県においても、多くの小・中学校が体験活動を取り入れた修学旅行、宿泊体験活動、行事などに取り組んでおります。人と人との豊かな触れ合いや自然や生き物とのかかわりなど、体験活動を子どもの心に響くものとするためには、活動の質についての十分な吟味が必要となります。幸い本県には他県に誇る自然や文化、歴史などがあり、これらを学びの機会や場として設定し、児童生徒に本県ならではの实体験をさせることは、極めて有意義なことであると考えております。

一例を挙げれば、佐渡では豊かな自然や

歴史に触れるなど、多様な活動ができますし、特色ある文化や芸能にかかわる体験活動を実施することもできます。また、スキーは、本県ならではの自然を生かした体力づくりができ、雪国のよさを実感できる体験活動であります。郷土のよさを実感し、郷土を愛する心をはぐくむという観点からも、本県の自然や文化、歴史に触れさせる体験活動を積極的に推進するよう、各学校への働きかけをお願いします。

次に、いじめ根絶についてです。

昨年の10月ごろから、全国で児童生徒がいじめなどを苦に自らの命を絶つという事故が相次いで発生しました。県教育委員会では、10月下旬に市町村教育委員会の生徒指導担当者を招集し、「いじめ問題」や「命の大切さ・重さ」について、今一度総点検と更なる指導の強化を図るようお願いしてきました。しかしながら、このような取組の最中に、本県におきましても、生徒が自らの命を絶つというあってはならない大変痛ましい事故が発生してしまい、その後も自殺予告のメモが発見されるなど沈静化しておりません。

こうした状況を踏まえ、県教育委員会では本年度の最重点事業として、県民総ぐるみの「いじめ根絶県民運動」を展開することとしました。県民運動は、「学校の取組」「支援体制の整備」「いじめ根絶にいがた県民会議の設置による取組」を3つの柱として展開したいと考えております。

一点目は、「学校の取組」についてです。

いじめ根絶に当たっては、まずもって学校が、いじめは人間として絶対に許されない行為であり、また、どの子にも起こり得るものであるという基本認識に立ち、「いじめ防止学習プログラム」や「中1ギャップ解消プログラム」などの自校プランの作成と確実な実践により、いじめを生まない

| | |
|---|---|
| <p>学校づくりを家庭や地域と連携しながら進めることが重要であります。</p> <p>特に、本年3月に配付しました「中1ギャップ解消プログラム」に示してあるように、いじめ問題への対応は、早期発見、早期対応が重要であることから、各学校がきめ細かな実態把握に努めるよう指導をお願いします。また、予防的な取組として、小・中学校間の連携を強化するとともに、人間関係づくりの能力を育成するなど、いじめ根絶の取組を一層強化するよう各学校への指導をお願いします。</p> <p>次に二点目の「支援体制の整備」についてです。</p> <p>県教育委員会では、上・中・下越教育事務所のいじめ相談電話を24時間受付可能とし、いじめに苦しんでいる児童生徒、保護者の相談にいつでも応じられる体制を整備しました。また、義務教育課内に臨床心理士を含めた「総合支援チーム」を新たに設置し、問題が多発する学校に重点的・継続的に指導・支援を行うとともに、緊急対応が必要となる学校には、迅速な派遣により、児童生徒の心のケアにあたりたいと考えております。さらに、本年度は、いじめや問題行動が多発する中学校15校にハートフル相談員を、それ以外の全中学校にスクールカウンセラーを配置しました。小学校には、子どもと親の相談員を16校に配置するとともに、学校の要請に応じてカウンセラーを派遣する体制を整備しましたので、各学校に配置・派遣の趣旨を徹底していただくとともに、有効に活用するよう、指導・助言をお願いします。なお、これまでスクールカウンセラーを複数年配置した学校では、生徒指導上の諸問題や不登校生徒が減少するなどの効果が表れています。市町村教育委員会におかれましては、スクールカウンセラー、ハートフル相談員配置校にお</p> | <p>ける活用状況と配置効果について確実に把握し、十分効果が表れていない学校には指導をお願いします。</p> <p>最後に三点目の、「いじめ根絶にいがた県民会議の設置による取組」についてです。「いじめは許されない行為である」「いじめられている子どもたちを大人が守る」などのメッセージを社会全体で伝えていくことが重要と考え、県民総ぐるみの運動を展開するための中核的な役割を担う、「いじめ根絶にいがた県民会議」を設置することとし、その準備会を過日開催したところ</p> <p>です。</p> <p>県民会議には、新潟大学教育人間科学部 森田学部長を学識経験者としてお願いし、県議会や校長会、PTAをはじめとする社会教育関係団体やマスコミ各社など、趣旨にご賛同いただきました約50の団体をもって構成する予定です。各団体が、これまで取り組んできた役割や機能を生かし、積極的にいじめ根絶のメッセージを伝えることで、社会全体の意識の醸成を図っていきたいと考えています。</p> <p>県教育委員会では市町村教育委員会と連携し、6月16日に「いじめ根絶県民集会」、8月7日に「いじめ根絶スクール集会」の開催を予定しておりますし、6月と10月を「いじめ根絶強調月間」とし、取組の充実を図っていきたいと考えています。また、県PTA連合会の協力を得て、各学校や団体などが6月の強調月間から、いじめ根絶のメッセージを伝える懸垂幕を掲示できるよう、すでに取組をはじめたところであり</p> <p>ます。</p> <p>市町村教育委員会におかれましては、県民運動の趣旨をご理解いただき、管内の学校や関係機関などに周知いただくとともに、先頭に立って市町村独自のいじめ根絶に向けた取組をお願いします。</p> |
|---|---|

4 キャリア教育の推進について

近年、いわゆる「ニート」と呼ばれる若者の増加が社会問題化しています。また、進路意識や目的意識が希薄なまま進学する生徒が増加していることなど、生徒の職業観・勤労観の未熟さに起因する問題が指摘されています。

このような状況の中で、変化の激しい流動的な社会を力強く生きていくために必要な資質や能力を子どもたちに身に付けさせるため、小・中・高等学校の発達段階に応じて、すべての学校で、職業とのかかわりにおいて自分の人生を考えさせる指導を行う必要があります。

このため、県教育委員会では、教員のキャリア教育に対する理解を促進し指導力の向上を図ることをねらいとして、昨年度より小・中・高等学校の教諭を対象に、4年間で400名という規模で研修を実施しております。

市町村教育委員会におかれましても、職業に関する体験活動を充実させる施策を進めることや、地元経済団体やハローワーク、保護者・地域住民などで構成するいわゆる「キャリア教育推進委員会」の設置などをさらに推進していただき、各学校と地域、事業所などの連携が円滑に行われるようなキャリア教育の支援体制づくりに努めていただくようお願いいたします。

5 児童生徒の体力向上と食育の指針について

児童生徒の体力の現状については、平成18年度体力テストの結果からみると、多くの項目で前年度の県平均値を上回っており、全国平均値に近づきつつあります。

県教育委員会では、県平均値を全国平均値以上にすることを目標に、引き続き体力

テストと「1学校1取組」運動を実施することとしておりますので、市町村教育委員会におかれましても、各学校の状況を十分把握し、実態に応じた効果的な取組が展開されるよう、指導・助言をお願いします。食に関する指導の充実については、その中核的な役割を担う栄養教諭の配置を平成19年度から計画的に進めていきます。また、栄養教諭制度を含めた食育推進が円滑に進むよう、『学校における食育の指針』を作成しますので、食に関する指導と給食とを一体としてとらえた指導に役立てていただくとともに、各学校の教職員の構成を活かした組織的・体系的な取組について指導をお願いします。

6 トキめき新潟国体に向けた取組について
トキめき新潟国体に向けた競技力の向上については、国体開催時に選手となる年齢層の育成・強化を計画的、段階的に進めた結果、全国中学校体育大会の入賞数の増加など、成果が現れてきています。

国体開催まで2年となる平成19年度は、国体候補選手を対象とした合宿や遠征などの強化活動を大幅に拡充し、段階的に成績を向上させていきたいと考えています。また、開催年に少年選手の主力となる現在の高校1年生、中学3年生については、強化活動の拡大に伴う合宿などへの参加についてご配慮をお願いするとともに、指導者となる教員の参加につきましてご理解をお願いいたします。併せて市町村スポーツ施設の利活用につきましてもご協力をお願いします。

7 特別支援教育の充実について

昨年6月に改正された学校教育法には、「特別支援学校が地域におけるセンター的役割を果たすこと」が明記されています。

市町村教育委員会では、地域に設置されている特別支援学校の実施する研修及び教育相談などのセンター的機能を十分に活用していただきたいと思います。

発達障害児などへの教育支援体制の整備については、平成18年度には特別支援教育体制推進事業として、対象をそれまでの小・中学校から、幼稚園、保育所、高等学校にまで拡大するとともに、特別支援学校のセンター的機能の充実などを進めてまいりました。平成19年度は、この事業を継続し、幼稚園、保育所、高等学校における校内支援体制の整備、特別支援教育コーディネーター養成研修などの教員研修の充実に努めるとともに、学習支援員の活用を新たに追加、支援体制の一層の整備を図ることとしています。なお、小・中学校及び市立養護学校においては、校内委員会の機能、特別支援教育コーディネーターの氏名など、各校で取り組んでいる校内支援体制について保護者及び地域に公開し、周知を図っていただきたいと思います。

特別支援教育支援員に係る地方財政措置については、国では新たに、小・中学校に在籍する発達障害児などの学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う「特別支援教育支援員」の計画的配置が可能となるよう、市町村に対して特に厚く交付税措置がされております。平成19年度は、全国で21,000人相当、約250億円を措置しています。さらに平成20年度には、この財政措置を全国の小・中学校すべてに配置できる数である30,000人相当に拡充することとしています。市町村教育委員会におかれましては、この特別支援教育支援員に係る地方財政措置を十分活用していただき、学習支援員や介助員を配置し、特別支援教育のさらなる充実を図っていただきたいと思います。

特別支援学級の設置については、市町村教育委員会におかれましては、関係機関と連携し、障害のある乳幼児の早期発見などに努めていただいております。結果として特別支援学級の設置要望が多く上がってきております。教職員の定数に関する状況が厳しくなっていることもあり、要望については、その必要性や緊急度について十分に精査させていただくことをご理解いただくとともに、学級設置要望に際しては、1学級定員8人を超えた場合の学級増設においても、新設と同様に協議資料の提出をお願いいたします。また、廃止する場合も確実に廃止届の提出をお願いします。

通級指導教室については、平成18年度は、「LD・ADHD通級指導教室」を6教室新設しました。平成19年度は、さらに「LD・ADHD通級指導教室」を7教室、「情緒障害通級指導教室」を3教室増設し、言語障害通級指導教室などと合わせて全県で80教室を設置しました。今後は、市町村からの通級指導教室の設置要望が年々高まっていることから、全県的な視野で計画的な設置を進める予定です。市町村教育委員会におかれましては、通級指導教室が地域における発達障害児の支援など、特別支援教育の中核としての役割を果たすことができるよう指導をお願いいたします。

8 児童生徒の安全確保・安全管理の徹底について

児童生徒が、安心して学校の中で学ぶことができ、安全に登下校できる環境を整えることは、学校教育を行っていくうえで最も基本的かつ重要な要素の一つであることから、これまでも児童生徒の安全確保・安全管理の徹底をお願いしてきたところで

す。しかし昨年6月に五泉市立村松小学校に

において、児童が点検中の防火シャッターに挟まれ、一時意識不明の重体となる事故が発生しました。佐渡市立両津小学校においては、校舎のアスベスト除去工事中に、飛散した粉塵を付近にいた児童らが吸い込むという事故も発生しました。また、昨年7月埼玉県ふじみ野市市営プールでの死亡事故に端を発したプールの安全基準調査では、平成16年に旧横越町町民プールにおいて、小学校6年生児童が排水溝に吸い込まれ死亡するという痛ましい事故が起きているにもかかわらず、県内の多くの学校プールが構造上の安全基準を満たしていなかったことが分かりました。

このようなことから、学校の安全の直接の担い手である学校管理者が、高い意識をもって危機管理をしていただく必要があると考えております。各市町村におかれましては、現状認識を十分踏まえた早急の対応を実施していただき、児童生徒の安全管理の徹底について、引き続きご指導をよろしく申し上げます。

通学路の安全については、各地域、学校において、様々な取組が進められてきておりますが、誠に残念なことに昨年度は174件もの不審者情報が寄せられ、通学路で児童生徒が手を掴まれ自動車に乗せられようとするなど、児童生徒の安全を脅かす事件が後を絶ちません。

市町村教育委員会におかれましては、警察をはじめとする関係機関や各種団体、地域の皆様と積極的に連携を図り、地域全体として児童生徒の安全を確保する取組を一層進めるようお願いいたします。具体的には、「新潟県犯罪のない安全・安心なまちづくり条例」に基づき、「学校などにおける子どもの安全確保のための指針」、「通学路などにおける子どもの安全確保のための指針」が定められておりますので、これらを

基にして、各学校の実情に即した効果的な対策を講じていただきたいと思います。

いずれにしましても、各学校で定めている危機管理マニュアルの見直しを常に行うとともに、そのマニュアルを全教職員に十分に理解させ、普段から危機管理意識の醸成を図っておくということが重要です。

9 中越大震災復興における心のケアと学校施設の耐震化について

中越大震災発生からこの間、被災された市町村におかれましては全精力を傾注し、復興にご尽力されていることに心から敬意を表します。県教育委員会としましては、心の専門家であるカウンセラーを地震発生から今年3月にかけて計14回派遣し、実数で222校、3,054人の児童生徒についてカウンセリングを行ったところです。

しかしながら、未だに、恐怖感、絶望感、不安感をもち心が揺れ動いていたり、仮設住宅での不便な生活を余儀なくされたりするなど、引き続き見守ることが必要な児童生徒がおり、また、時間の経過とともに新たに心のケアが必要な状況が生じることも心配されることから、今年度も継続的にカウンセラーを派遣し、児童生徒の心のケアについて適切に対応したいと考えております。

また、学級担任が行うきめ細かな心のケアや、教育相談を含めた生徒指導などを継続的に支援する必要があるため、復興加配教員80人を配置したところです。

市町村教育委員会におかれましては、管内の学校が、派遣されるカウンセラーや加配教員を有効に活用し、家庭との連携を図り、児童生徒の心のケアを行えるように、適切な支援をお願いします。

次に学校施設の耐震化については、学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学

習の場であるとともに、3月25日に発生した能登半島沖地震においても見られるように、非常災害時には地域住民の安全を確保する応急避難場所としても大きな役割を果たすことから、耐震化を進め、安全性を確保することは極めて重要であると考えております。このことから、避難所として指定されている学校施設、特に体育館については優先的に耐震化に取り組まれますようお願いいたします。

10 高校改革と通学区域廃止について

高校改革については、これまで社会や時代の高校教育に対するニーズを踏まえ、生徒の多様化や少子化にも対応するため、新しい学校・学科の設置、高校再編整備、入試改善、学区制度の廃止などハード・ソフト両面から高校改革を推進してまいりました。

とりわけ、高校再編整備については、平成14年12月に今後10年間の中長期高校再編整備計画を公表するとともに、毎年、向こう3年間の年次計画を公表し、着実に進めてまいりました。

この結果、平成18年度の高校等進学率は99.0%と3年連続全国1位となり、平成19年3月の「高等学校生活等についての意識調査」では、高校生活に「満足している」と「やや満足している」の割合（いわゆる満足度）が67.9%と平成14年3月に比べて9.2ポイント上昇し、入学した学校は「入りたい学校」であったと答えた割合は65.7%と平成14年3月に比べて4.8ポイント上昇しました。また、平成18年春の大学等進学率も43.8%と平成14年春に比べて6.7ポイント上昇するなど、大きな成果をあげております。

県立高校の通学区域廃止については、昨年9月以来、検討を重ねてまいりましたが、

平成19年2月の定例教育委員会で協議の結果、全日制普通科についても他の学科と同様、全県一円とすることが妥当であるとの判断がなされ、「新潟県立学校管理運営に関する規則」第5条を削除し、「新潟県立学校の通学区域に関する規則」を廃止する議決が行われました。

その主な理由は、普通科においても居住地域による制限を受けることなく、生徒の希望や能力に応じてより主体的な学校選択が可能となることと、生徒の主体的な学校選択が、教員の意識改革、各学校の教育活動の活性化につながり、ひいては、本県教育全体の向上につながるものであることです。

今後は、平成20年春の高校入試の実施に向けて、制度改革に伴う不安や懸念などもあることから、その解消のために、生徒・保護者などに十分に説明するとともに、適切な募集学級計画を策定してまいりたいと考えております。

市町村教育委員会におかれましては、今後とも高校改革の必要性や理念、整備の具体的な方向などについてご理解いただき、所管の小・中学校関係者や保護者、地域の皆様に周知していただきたいと考えております。

11 社会全体で子どもをはぐくむ運動について

「社会全体で子どもをはぐくむ運動」については、社会教育関係団体などで構成する新潟県地域家庭教育推進協議会が主体となり、平成16年度より3年間にわたり、家庭教育や体験活動の重要性について意識啓発を行い、社会全体で子どもの成長や自立を支援してきました。4年目を迎える今年度は、家庭教育に関する学習機会の実践や放課後・週末などに学校の余裕教室などを

活用して、子どもたちの安全・安心な居場所づくりを推進する「放課後子ども教室推進事業」を県内14市町村で実施するなど、地域レベルの活動の充実を図っていきます。

昨年12月に改正された教育基本法では、新たに「家庭教育」や「学校・家庭及び地域住民などの相互の連携協力」が規定されており、家庭や地域の教育力の向上は極めて重要な課題であると考えております。市町村教育委員会におかれましては、これまで以上に家庭教育への支援、青少年の健全育成についての積極的な取組がなされるようお願いいたします。

12 文化活動の充実について

今年度は、「ふれあい音楽教室巡回事業」や「県学校器楽合奏大会」などにより、児童生徒の芸術文化活動を支援します。また、県民の美術鑑賞機会の充実を図るため、県立近代美術館において、「パリへ 洋画家たち百年の夢」展など、4回の企画展を、県立万代島美術館では、「始皇帝と彩色兵马俑展」など、4回の企画展をそれぞれ開催します。両美術館の企画展を、日常の教育課程に基づく教育活動の一環として利用する場合には、観覧料が免除となりますので、学校への周知についてよろしく申し上げます。

国、県指定文化財の保存と活用については、文化財保護助成事業を実施するとともに、「文化財指導者講習会」や「埋蔵文化財講座」、「古文書解読講座」などを開催し、文化財の公開と愛護思想の普及・啓発を推進します。

埋蔵文化財保護については、市町村合併に伴う公共事業の増加や圃場整備事業により、県内の発掘調査は依然として多い状況が続いています。遺跡の発見で開発事業に

変更が求められるケースもあり、これまでも事前の十分な協議調整をお願いしてきたところですが、今後も適切な協議調整システムの構築や状況に応じた専門職員の配置について、ご配慮をお願いします。

県と佐渡市は共同で、佐渡金銀山の世界文化遺産登録を推進するための調査・研究を進めています。佐渡金銀山が県民にとって大きな誇りとなるよう、また登録推進が地域の活性化につながるよう、シンポジウムや講演会などの普及啓発活動を活発に行っていく予定です。

13 教員の資質能力の向上について

学校教育の成否は、まさに教員の指導力にかかっていると言っても過言ではなく、教員は、その職務遂行のため絶えず研修に励み、その資質能力の向上に努めることが求められています。

指導が不適切な教員に対する人事管理については、平成15年度に規則と要綱を制定し運用を開始しておりますが、これまでにこの制度の認定を受け、県立教育センターで指導力向上研修を受講した教員が3名、今年4月から研修を受講している教員が1名となっております。現在、この制度を教育公務員特例法に位置づける法律改正案が国会で審議されるなど、この制度の重要性はますます高まっております。市町村教育委員会におかれましては、教育事務所の管理主事や校長と密接な連携を図りながら、この制度を有効に活用し、指導が不適切な教員に対する人事管理を適切に行うようお願いいたします。

また、教員評価制度は、教員の資質能力の向上と学校の活性化などを目的として実施するものです。昨年度は小・中・高等学校、特別支援学校など学校としては88校、さらに試行実施校を所管する26市町村教育

委員会においても、校長、教頭の評価について試行を行いました。今年度はすべての市町村教育委員会及び学校において試行に取り組んでいただいておりますが、昨年度の試行実施状況を3月末にすべての市町村教育委員会及び学校に送付しておりますので、「教員評価の手引き」と併せて活用していただきたいと思います。この制度が教員をはじめとする教育関係者に十分理解され、来年度に予定しております本格実施が円滑に行われるよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

14 教職員の綱紀の保持及び服務規律の確保と多忙化解消に向けた取組について
教職員の綱紀の保持及び服務規律の確保については、これまでも機会あるごとに申し上げてまいりましたが、悪質な非違行為が続発したため、昨年度の4月から7月までを非違行為撲滅キャンペーン期間とし、また、9月には小・中学校代表校長会議を開催するなどして、徹底した取組をお願いしたところです。

昨年度の市町村立学校教職員に対する懲戒処分件数は35件で、平成17年度よりも5件減少し、取組が成果を上げているものと考えております。しかしながら、処分の内容をみますと、性非行や飲酒運転などによる懲戒免職が過去最多の5件となっており、依然として深刻な状況にあると言わざるを得ません。特に飲酒運転につきましては、昨年9月、福岡市職員の死亡事故をきっかけに、県教育委員会として処分基準を強化した矢先の12月に免職事例がありました。

言うまでもなく、教育の直接の担い手である教職員の非違行為は、学校教育に対する信頼を大きく損なうものであり、一旦失った信頼を回復することは容易なことではあ

りません。市町村教育委員会におかれましては服務監督者として、教職員一人一人に教育に携わる者としての自覚を強く促し、非違行為の根絶に向けて自らを厳しく律するよう指導の徹底を強くお願いします。

教員の服務に関連して、多忙化の解消に向けた取組についても改めてお願いしたいと思います。これまで、通知などにより、勤務時間の適正管理や業務の精選・見直しなどをお願いしてまいりましたが、昨年度は教育庁内に多忙化対策に関するプロジェクトチームを設置し、多忙化の解消策について検討を行いました。この検討結果の概要は既に皆様方のお手元に届いていることと思いますが、県教育委員会としましては、そこでまとめられた多忙化解消対策を基にして、調査・照会の一層の削減や関係機関への協力要請など、教員の多忙化解消に向けた取組を進めていくこととしております。教員が子どもたちと向き合う時間をできるだけ多く確保できるようにするとともに、教員の心身の健康保持という観点からも、皆様におかれましては、先に送付した多忙化解消対策あるいは市町村の実情に応じた効果的な対策を実施することにより、教員の多忙化解消に向けた取組を一層推進されますようお願いします。

編集：新潟県教育庁総務課企画統計係

TEL : 025 - 285 - 5511

(内線3803)

FAX : 025 - 285 - 3766

E-mail : ngt500010@pref.niigata.lg.jp

<無断転載を禁ず>